広島県警察本部　生活安全総務課発行　　令和元年12月20日

犯罪情報官 速報

裁判所をかたった

詐欺封書にご注意!!

➤新手口！県内でも発生中！

開封すると･･･

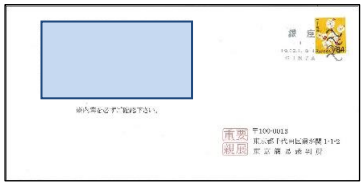

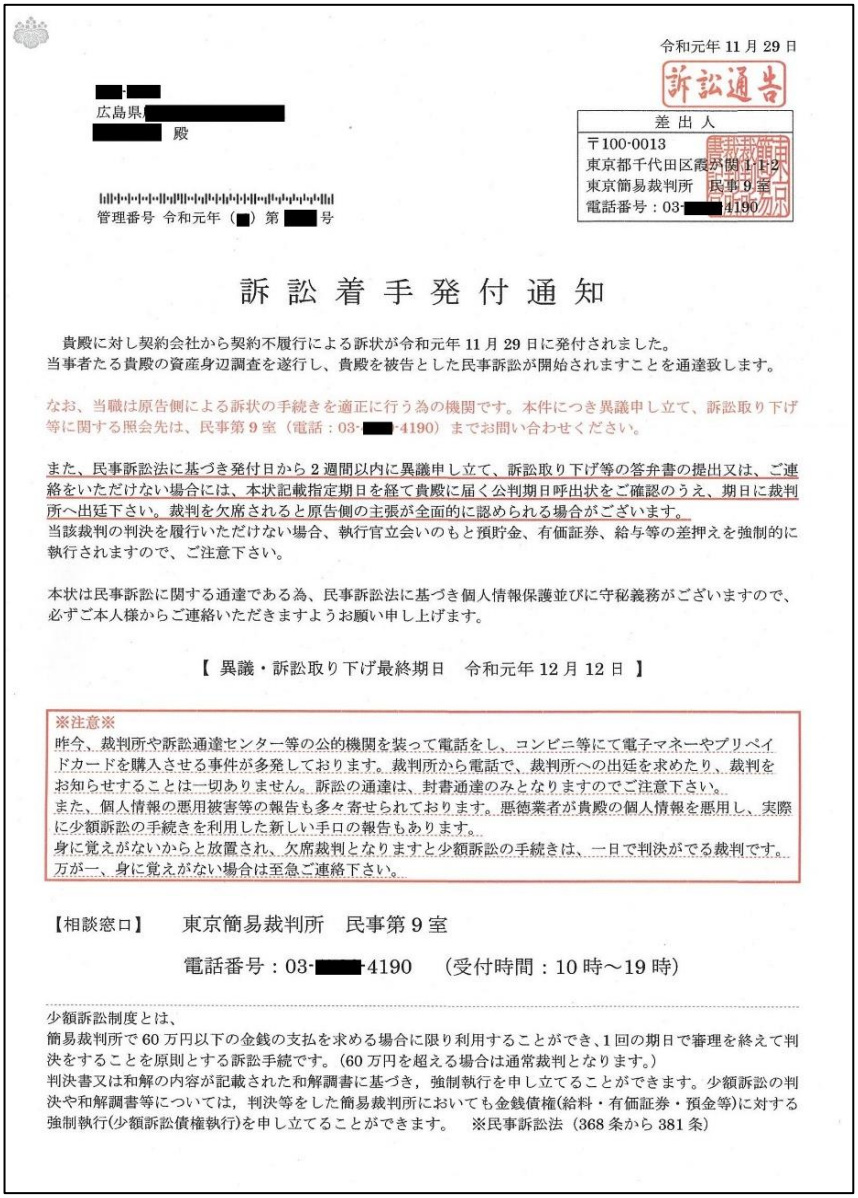

令和元年 11 月 29 日

訴訟通告

[redacted]
広島県[redacted]
[redacted] 殿

差 出 人
〒100-0013
東京都千代田区霞が関 1-1-2
東京簡易裁判所　民事 9 室
電話番号：03-[redacted]4190

管理番号 令和元年（[redacted]）第 [redacted] 号

訴 訟 着 手 発 付 通 知

貴殿に対し契約会社から契約不履行による訴状が令和元年 11 月 29 日に発付されました。
当事者たる貴殿の資産身辺調査を遂行し、貴殿を被告とした民事訴訟が開始されますことを通達致します。

なお、当職は原告側による訴状の手続きを適正に行う為の機関です。本件につき異議申し立て、訴訟取り下げ等に関する照会先は、民事第 9 室（電話：03-[redacted]-4190）までお問い合わせください。

また、民事訴訟法に基づき発付日から 2 週間以内に異議申し立て、訴訟取り下げ等の答弁書の提出又は、ご連絡をいただけない場合には、本状記載指定期日を経て貴殿に届く公判期日呼出状をご確認のうえ、期日に裁判所へ出延下さい。裁判を欠席されると原告側の主張が全面的に認められる場合がございます。
当該裁判の判決を履行いただけない場合、執行官立会いのもと預貯金、有価証券、給与等の差押えを強制的に執行されますので、ご注意下さい。

本状は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法に基づき個人情報保護並びに守秘義務がございますので、必ずご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

【 異議・訴訟取り下げ最終期日　令和元年 12 月 12 日 】

※注意※
昨今、裁判所や訴訟通達センター等の公的機関を装って電話をし、コンビニ等にて電子マネーやプリペイドカードを購入させる事件が多発しております。裁判所から電話で、裁判所への出延を求めたり、裁判をお知らせすることは一切ありません。訴訟の通達は、封書通達のみとなりますのでご注意下さい。
また、個人情報の悪用被害等の報告も多々寄せられております。悪徳業者が貴殿の個人情報を悪用し、実際に少額訴訟の手続きを利用した新しい手口の報告もあります。
身に覚えがないからと放置され、欠席裁判となりますと少額訴訟の手続きは、一日で判決がでる裁判です。万が一、身に覚えがない場合は至急ご連絡下さい。

【相談窓口】　東京簡易裁判所　民事第 9 室
電話番号：03-[redacted]-4190　（受付時間：10 時～19 時）

少額訴訟制度とは、
簡易裁判所で 60 万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができ、1 回の期日で審理を終えて判決をすることを原則とする訴訟手続です。（60 万円を超える場合は通常裁判となります。）
判決書又は和解の内容が記載された和解調書に基づき，強制執行を申し立てることができます。少額訴訟の判決や和解調書等については，判決等をした簡易裁判所においても金銭債権(給料・有価証券・預金等)に対する強制執行(少額訴訟債権執行)を申し立てることができます。　※民事訴訟法（368 条から 381 条）

★被害にあわないために★

記載された連絡先には，絶対に

電話しないでください!

一人で悩まずに，家族や警察に相談しましょう。

警察安全相談電話
＃9110

平成２８年～令和２年
「めざそう！
安全・安心・日本一」
ひろしまアクション・プラン

運動目標　県民だれもが穏やかで幸せな暮らしを実感できる
日本一安全・安心な広島県の実現

重点項目
- 身近な犯罪被害の抑止
- 子供・女性・高齢者等の安全確保
- 新たな犯罪脅威への対応

なくそう特殊詐欺被害
アンダー5作戦

※　この情報を，掲示・回覧・チラシ配布・朝礼・口コミ等で広報していただきますようお願いいたします。